

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望決議

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国に甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、医療体制が逼迫し国及び地方独自の緊急事態宣言が発出される深刻な状況となっている。

このような中で、医療提供体制の確保をはじめとした万全の感染防止対策はもとより、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築が急務であるとともに、経済対策等の強化、教育・子育てへの対応など、引き続き、国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確・強力に推進していく必要がある。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、人口の密度の集中に伴うリスクやデジタル技術の有用性を再認識させ、当該リスク等にも適応した新たな社会システムへの転換に向けた取り組みも急務である。

一方、国・地方ともに税収の大幅な減少が避けがたくっており、地方財源を取り巻く環境は極めて厳しいものになることが予想されている。

こうした中で、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染防止と社会経済活動を両立させ、安心安全な日常を一日も早く取り戻せるよう、万全な対策を講じることを強く要望する。

以上、決議する。

令和3年3月26日

沖縄県八重瀬町議会

あて先
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
(新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進担当大臣)